



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年7月19日火曜日 第2285号

◇ 目次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	623
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	623
宅地建物取引業法第67条第1項の規定に基づく公告.....	623
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	624
指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正...	624
建設業者の許可の取消し.....	624
開発行為に関する工事の完了.....	625
指定道路の指定.....	625

公 告

土地（建付地）の売払い.....	626
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	627

公営企業公告

県立南宇和病院及び県立新居浜病院の医事システムの借入れ.....	627
----------------------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第908号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年7月19日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
ハローズ飯岡店	西条市飯岡1386外	廃棄物等の保管施設の位置	ハローズ棟南東側1箇所 テナント棟北東側2箇所	ハローズ棟南東側1箇所 テナント棟北東側2箇所	平成24年3月6日	平成23年7月5日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

平成23年7月19日から8月1日まで

○愛媛県告示第909号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成23年7月19日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

○愛媛県告示第910号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、愛媛県土木部道路都市局建築住宅課まで申し出られたい。

なお、この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）

第67条第 1 項の規定によりその免許を取り消す。

平成23年 7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

商号	代表者の氏名	免許番号	免許年月日
有限会社日西不動産	三 原 富 一	愛媛県知事 ⁽⁷⁾ 第3135号	平成20年 7月31日

○愛媛県告示第911号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第 8 号）第 5 条第 3 項の規定により告示する。

平成23年 7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
八第 29号	八幡浜市古町二丁目 3 番 1 号	八幡浜工業高等学校 P . T . A	八幡浜市古町二丁目 3 番 1 号 八幡浜工業高等学校内	平成23年 7月12日

○愛媛県告示第912号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等（昭和48年 9 月愛媛県告示第822号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成23年 7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
一 指定金融機関の名称、位置、取り扱う事務の範囲等 (一)・(二) 省略 (三) 店舗の名称、位置、取り扱う事務の範囲等 1 省略 2 主管取扱店 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>取り扱う事務の範囲</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊予銀行東京支店</td> <td>東京都中央区日本橋箱崎町14番2号</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 3 省略 二・三 省略	名 称	位 置	取り扱う事務の範囲	省略			伊予銀行東京支店	東京都中央区日本橋箱崎町14番2号	省略	省略			一 指定金融機関の名称、位置、取り扱う事務の範囲等 (一)・(二) 省略 (三) 店舗の名称、位置、取り扱う事務の範囲等 1 省略 2 主管取扱店 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>取り扱う事務の範囲</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊予銀行東京支店</td> <td>東京都中央区日本橋通り一丁目6</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 3 省略 二・三 省略	名 称	位 置	取り扱う事務の範囲	省略			伊予銀行東京支店	東京都中央区日本橋通り一丁目6	省略	省略		
名 称	位 置	取り扱う事務の範囲																							
省略																									
伊予銀行東京支店	東京都中央区日本橋箱崎町14番2号	省略																							
省略																									
名 称	位 置	取り扱う事務の範囲																							
省略																									
伊予銀行東京支店	東京都中央区日本橋通り一丁目6	省略																							
省略																									

○愛媛県告示第913号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成23年 7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(特 - 20)第13206号	平成20年 8月7日	(株)構造メンテック	安見 和夫	松山市南高井町758	平成23年 6月3日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 21)第16498号	平成21年 6月1日	アシスト	松島 尚喜	松山市西長戸町487 - 2	平成23年 6月3日	内装仕上工事業	建設業の廃止

(般 - 19)第1889号	平成19年 10月31日	コーエキ (株)	明開 勉	松山市畑寺 3 - 11 - 31	平成23年 6月9日	左官工事業 石工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 18)第14767号	平成18年 8月1日	(株)中予ブロック工業	杉本 清数	松山市美沢 1 - 2 - 39	平成23年 6月14日	とび・土工事業	建設業の廃止
(特 - 21)第991号	平成22年 2月3日	吉岡建設 (株)	吉岡 敏正	松山市和泉北 4 - 5 - 10	平成23年 6月14日	建築工事業 大工工事業 左官工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 21)第15594号	平成21年 7月23日	愛媛総合建設業 (同)	別宮 獻	松山市鴨川 2 - 10 - 1	平成23年 6月16日	土木工事業 石工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 18)第14822号	平成18年 10月1日	T S T M (株)	野原 功	松山市南吉田町2798 - 51	平成23年 6月20日	電気工事業 管工事業 機械器具設置工事業	建設業の廃止
(特 - 21)第16517号	平成21年 7月1日	(株)フジセキュリティ	渡部 和司	松山市問屋町 2 - 1	平成23年 6月24日	建築工事業 大工工事業 管工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般 - 18)第13436号	平成18年 7月1日	佐伯ビル管理 (株)	佐伯 裕子	松山市千舟町 7 - 12 - 12	平成23年 6月29日	電気工事業	建設業の廃止 (一部)
(特 - 18)第5160号	平成18年 8月3日	山村建設 (株)	村上 耿二	松山市朝生田町 1 - 11 - 33	平成23年 6月30日	土木工事業 建築工事業 大工工事業 とび・土工事業 内装仕上工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般・特 - 22)第3390号	平成22年 7月14日	(株)戒田商事	戒田 督	松山市森松町1032	平成23年 6月30日	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第914号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 7月19日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
23中局建 (開) 第15号 平成23年 7月11日	伊予市八倉字拂川268番 3	伊予郡砥部町重光184番地 1 ファインフラッツ 201号 松 野 成 博

○愛媛県告示第915号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成23年 7月19日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第 1 項第 5 号
- 2 指定年月日

平成23年 7月11日

- 3 指定道路の位置
伊予市下吾川字南西原1736番 1 及び1737番 2
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 34.35メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年 7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地（建付地）の売払い

(2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

土 地			建 物			予定価格
所 在 地	地 目	地 積	種 類	構 造	床 面 積	
西予市宇和町卯之町二丁目695番	宅 地	211.66㎡	居 宅	鉄筋コンクリートブロック造陸屋根平家建	66.92㎡	5,250,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成23年 7月19日（火）から 8月30日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話（089）912 - 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成23年 8月30日（火）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問合せ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成23年 8月12日（金）午後 1 時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成23年 9月13日（火）午前11時

(2) 入札及び開札の場所

西予市宇和町卯之町四丁目445番地
愛媛県西予土木事務所 2 階会議室

- (3) 入札書の提出方法
持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効
2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 売り払う土地の用途制限
ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。
イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。
ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。
- (7) その他
詳細は、入札心得書による。

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年 7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年 5月19日	特定非営利活動法人国際地雷処理・地域復興支援の会	高 山 良 二	松山市千舟町7丁目7番地3 伊予肥ビル2階	この法人は、カンボジア政府機関のCMAC（カンボジア地雷対策センター）と共同して、住民による地雷処理活動及び、自立可能な地域の復興を支援するとともに、相互の友好交流を促進し、もって平和構築の理念を内外に啓発する。

公営企業公告

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年 7月19日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

1 入札に付する事項

- (1) 件名
県立南宇和病院及び県立新居浜病院の医事システムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
県立南宇和病院及び県立新居浜病院の医事システム 1式

- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成23年11月1日から平成28年10月31日まで
- (5) 借入場所
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2433の1
愛媛県立南宇和病院
愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号
愛媛県立新居浜病院
- (6) 入札方法
ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負

等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)8⁽¹⁾又は⁽²⁾の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出方法等

(1) 提出書類及び入札書の提出方法

電子入札システムによる。

(2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所

愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。

<http://ebid.pref.ehime.jp/ppi.html>

(3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限

平成23年8月12日(金)午後5時00分まで。

(4) 入札書の受領期限

電子入札システムによる場合は、平成23年8月29日(月)から平成23年8月30日(火)までの電子入札システム稼働時間中(午前9時00分から午後8時00分まで(ただし、8月30日は午後5時00分まで))。

紙入札による場合は、平成23年8月30日(火)午後5時00分まで。

(5) 開札の日時及び場所

平成23年8月31日(水)午前10時00分

愛媛県公営企業管理局会議室(愛媛県庁第二別館2階)

(6) 問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912-2794

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成23年8月12日(金)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3⁽⁶⁾に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased :
The Account System for Medical Insurance Claim of Ehime Prefectural Minamiuwa Hospital And Ehime Prefectural Niihama Hospital, 1 set

(2) Time limit of tender : 5:00 p.m., 30 August 2011

(3) For further information, please contact : Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2794